制定　　平成２９年６月１日

役員報酬規程

（目的）

第１条　　この規程は、学校法人みえ大橋学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等ならびに費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（役員）

第２条　　この規程に定める役員とは、法人の寄附行為及び寄附行為施行細則に規定する役員とする。

２　　理事は常勤理事と非常勤理事とする。

（報酬等と費用の区分）

第３条　　この規程において、報酬等とは、職務遂行の対価であり、費用とは明確に区分されるものとし、費用とは、職務の遂行に伴い発生する諸経費等をいう。

（報酬の支給）

第４条　　法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　　役員の報酬等の支給は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、その日が銀行休業日にあたる場合は、その翌日とする。

３　　評議員にあたっては、評議員会への出席等の都度、支払うものとする。

４　　月の中途において就任または退任した場合は、全額を支給するものとする。

５　　報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人からの申し出があった立替金等を控除して支給する。

（報酬等）

第５条　　役員の報酬月額は、別表のとおりとする。

２　　役員の報酬月額の号給は、次の各号に掲げる範囲内で理事会において決定する。

（１）理事長　　１６号給以上２３号給以内

（２）理事　　１号給以上１５号給以内

（３）非常勤理事　　１号給以上８号給以内

（４）監事　　１号給以上８号給以内

３　　前項第２号には、法人の教職員と理事を兼務する者及び法人の寄附行為施行細則に規定する役職理事、常勤理事を含むものとする。

４　　常勤理事には、法人の給与規定による通勤手当を支給することができる。

５　　評議員は、理事を兼ねる評議員を除き、評議員会出席につき１日１０,０００円を支払うものとする。

（費用）

第６条　　法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、または負担した費用については、請求があった日から遅滞なく精算するものとする。

（辞退）

第７条　　役員及び評議員の申し出により報酬等を辞退する場合は、第４条に定める報酬等を支給しないことができる。この場合、あらかじめ当該役員または評議員は辞退の旨を書面で提出しなければならない。

（経理の単位）

第８条　　役員及び評議員の報酬等の支給は、法人本部（学校法人）にかかる予算から支出するものとする。

（規程の実施）

第９条　　この規程を実施するために必要な事項については、理事長の決裁を経て別に定める。

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

１　この規程は、平成２９年６月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、従前の役員報酬規程（平成２９年４月１日制定）は、平成２９年５月３１日をもって廃止する。

３　この規程は、令和７年６月１日から施行する。

別表

役員報酬月額　号給表

号給	支給額
１	２５,０００円
２	５０,０００円
３	７５,０００円
４	１００,０００円
５	１２５,０００円
６	１５０,０００円
７	１７５,０００円
８	２００,０００円
９	２５０,０００円
１０	３００,０００円
１１	３５０,０００円
１２	４００,０００円
１３	５００,０００円
１４	６００,０００円
１５	７００,０００円
１６	８００,０００円
１７	９００,０００円
１８	１,０００,０００円
１９	１,１００,０００円
２０	１,２００,０００円
２１	１,３００,０００円
２２	１,４００,０００円
２３	１,５００,０００円